

## 連帯保証人になれる方へ

- 十和田市奨学金制度は、学資を貸与し、卒業後に返還してもらう制度です。

奨学金の貸与を受ける方（奨学生）が返還を怠った場合、または何らかの理由により返還ができなくなった場合は、連帯保証人の方に返還していただくこととなります。

なお、連帯保証人には、奨学生と同等の債務責任を負います。

- 連帯保証人になることができるのは、原則として次の条件を備えた方となります。
  - 1 本市に住民登録を有している成人であること。
  - 2 1人は申請者の保護者とし、他の1人は独立の生計を営む者であること。
  - 3 奨学金の返還の責めを負うことができること。
  - 4 十和田市奨学生または他の奨学生の連帯保証人となっていないこと。
- 連帯保証人の方は、貸与が始まる前には申請書や誓約書、貸与終了後には借用証書に署名押印をしていただきます。なお、申請書や借用証書の提出の際には、印鑑登録証明書の添付を必要とします。
- 「奨学金貸与申請書」の記載内容に誤りがないことを確認のうえ、署名押印をお願いします。

### 【問い合わせ先】

十和田市教育委員会 教育総務課学務係  
電話：0176-58-0182